

議 案 第 88 号

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国の放課後児童健全育成事業実施要綱の規定を踏まえ、人員の確保を目的として、放課後児童支援員の認定に係る研修の修了予定者を放課後児童支援員とみなす要件を変更するため。

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
附 則 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第10条第4項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（令和6年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	附 則 1 (略) (経過措置) 2 当分の間、第10条第4項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。